

制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 5 の 2 の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。）を行うので、政令第 167 条の 6 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和 8 年 1 月 8 日

鳥取県知事 平 伸 治

1 調達内容

（1）業務の名称及び予定期数

運転免許証更新通知業務

176,600 件（令和 8 年度 85,800 件、令和 9 年度 90,800 件）

（2）業務の仕様

入札説明書による。

（3）委託期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

（4）委託場所

鳥取市吉方温泉二丁目 501 番地 1 東部地区運転免許センター

（5）入札方法

入札は、紙入札により行うこと。

入札に当たっては、1 の（1）に示す業務の 1 件当たりの単価（消費税及び地方消費税の額を含む。）を入札金額として入札書の単価（税込）欄に小数点第 1 位まで記載すること。

なお、請求に当たっては、入札書に記載した単価（税抜）に実績件数を乗じて得た金額に当該合計額の消費税及び地方消費税相当額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって請求額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額から当該金額に 110 分の 10 を乗じて得た金額（10 銭未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を減じた金額に相当する額（単価）を入札書の単価（税抜）欄に記載すること。

また、この調達は入札書に記載された単価（税抜）による単価契約であり、予定期数は最低数量を保証するものではないので注意すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

（1）政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

（2）令和 6 年鳥取県告示第 507 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分がその他の委託等のその他に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和 40 年 1 月 30 日付発出第 36 号）第 5 条第 1 項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を、令和 8 年 1 月 21 日（水）正午までに原則としてとつとり電子申請サービスにより 4 の（2）の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出後速やかに 4 の（2）の場所に必ず連絡すること。

（3）本件調達の公告日から開札日（再入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付第 157 号）第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

（4）委託業務を確実に履行できる者であること。

（5）道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号。以下「法」という。）第 108 条第 1 項及び道路交通法施行規則（昭和 35 年総理府令第 60 号）第 31 条の 4 の 2 の規定により、次のいずれにも該当するものとして鳥

取県公安委員会が認める法人であること。

ア 次のいずれかに該当する者を役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者を含む。）とするものでないこと。

(ア) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(イ) 拘禁刑以上の刑に処せられ、又は法第 119 条の 2 の 4 第 2 項の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 2 年を経過しない者

(ウ) 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者

(エ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 12 条若しくは第 12 条の 6 の規定による命令又は同法第 12 条の 4 第 2 項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して 2 年を経過しないもの

(オ) アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

(カ) 精神機能の障害により業務を適正に実施するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないと認められる者

イ 委託業務を行う事業所を県内に有していること。

ウ 1 名以上の雇用者を委託業務の委託場所に配置できること。

3 契約担当部局

鳥取県警察本部警務部会計課

4 入札手続等

(1) 入札に関する問合せ先

ア 2 の(1)から(4)までに掲げるものに係るもの

〒680-8520 鳥取市東町一丁目 271 番地

鳥取県警察本部警務部会計課庶務集中室契約係

電話 0857-23-0110 (代)

電子メール k_shinsasuito@pref.tottori.lg.jp

イ 2 の(5)に掲げるものに係るもの

〒680-0841 鳥取市吉方温泉二丁目 501 番地 1

鳥取県警察本部交通部運転免許課東部地区運転免許センター

電話 0857-36-1122

電子メール k_menkyo@pref.tottori.lg.jp

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220 番地

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課契約担当

電話 0857-26-7431

(3) 入札説明書の交付方法

(1)のアの場所で令和 8 年 1 月 8 日（木）から同月 19 日（月）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時までの間に交付する。

なお、郵送による交付を希望する者は、交付期間中に(1)のアの担当部局へ電話により請求すること。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と

明記すること。)により、(1)のアの場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

令和8年2月20日(金)午前10時 即時開札。ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月19日(木)午後5時までとする。

鳥取市東町一丁目271番地

鳥取県警察本部入札室(鳥取県警察本部庁舎2階)

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、調達案件の名称、住所、商号又は名称、代表者氏名を記入し、初回は、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

郵便による入札を希望する場合は、「入札書1回目」、「入札書2回目」及び「入札書3回目」と明記した封筒に、「第1回」、「第2回」及び「第3回」と明記した入札書をそれぞれ入れ、密封して提出すること。

なお、第2回以降の入札書の送付がない場合は、当該再度入札は辞退したものとみなす。

また、回数が記載されていない場合は1案件に対し、入札書を2通以上提出した入札として無効とする。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、2の(1)から(4)までの入札参加資格に適合することを証明する書類を、4の(1)のアの場所に令和8年2月2日(月)午後5時までに持参し、又は郵送等により送付し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、2の(5)の資格については、入札説明書に定める書類を4の(1)のイの場所に令和8年2月2日(月)午後5時までに提出し、入札参加資格確認結果通知の交付を受けなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として入札書に記載の単価(税抜)に1の(1)に示す予定件数を乗じて得た金額に、当該金額の消費税及び地方消費税相当額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び会計規則、本件公告又は入札説明書に違反した入札は無効とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を確実に履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。

(4) 手続における交渉の有無

無

(5) その他

詳細は、入札説明書による。